

税金はくらしを支える大切な財源です

市税の納期内納付にご協力を

市税は、福祉や教育、道路などを支える大切な財源です。市税の納期内納付にご協力ください。
滞納すると、滞納した人にとっても、計算により延滞金が増加される場合があるなど負担が増えてしまいます。
また、督促状や催告状の発送などの事務費用も発生します。この事務費用も税金から支出されます。今後も納期限内納付にご協力をお願いします。

☎納税課 ☎ (93) 0433

■市税の滞納について

▼滞納とは

市税を納期限までに納付しないことを言います。

▼納期限を過ぎると

納期限を過ぎても納付されないと「督促状」を発送します。督促状の発送から 10 日を経過しても納付されない場合は滞納処分の対象となります。また、時期により「催告状」が発送される場合があります。

▼督促状・催告状の発送後も滞納が続くと

理由なく滞納が続いたときは、納期限までに税金を納めた納税者との公平性を保つため、そして市の財源確保のために積極的な差押えなどの滞納処分を実施しています。

▼滞納処分とは

滞納者の意思に関わりなく、滞納となっている税金を強制的に徴収するために、その人の財産（給与、預金、不動産、動産など）を差押えて、換価（差押えた財産の取立てや公売）を行い、滞納になっている税金に充てて完納させる一連の手続きのことを言います。

▼税金を滞納すると

経済的な不利益や社会的信用を失うことになりかねません。

差押件数

対象	年度	H28	H29	H30	R1 (8月末)
不動産		23	31	25	5
給与		40	69	105	57
預貯金		953	945	1,199	435
生命保険		92	81	128	33
所得税還付金		12	14	13	15
その他		7	12	18	8
合 計		1,127	1,152	1,488	553

11 月は市税収納強化月間

市では、11 月を収納強化月間として、市税などの未納がある人を対象に、電話催告や休日納付相談の開催日を増やして実施します。11 月は、毎週日曜日に次の取り組みを行います。

■休日電話催告

滞納額の増加を防止するため、納付の確認ができない人に電話でお知らせします。なお、特定の金融機関や口座番号への振り込み指示は行いません。

■市税休日納付相談

特別な事情で、納付が困難な人のために毎月 1 回休日納付相談を実施していますが、11 月は市税収納強化月間のため、毎週実施します。日時など詳しくは 15 ページに掲載しています。

■猶予制度について

▼徴収の猶予

次の理由に該当するときは、申請することで、1 年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受けた、または盗難に遭った
- ②納税者またはその生計を一にする親族が病気にかかった、または負傷した
- ③事業を廃止または休止した
- ④事業について著しい損失を受けたなど

徴収猶予の期間は原則 1 年以内です。しかし、やむを得ない理由があると認められたときは、すでに猶予をした期間と併せて、最長 2 年以内で徴収猶予することができます。

▼換価の猶予

納税について誠実な意思を有する人が、市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあるときなど、一定の要件に該当するときは、1 年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合があります。

■納税相談はお早めに

納期限内に納付することが難しい人は、早めに納税課まで相談してください。「納期限内に納付することが困難だから」と未納のままにしておくと、延滞金による負担が発生するほか、滞納処分の対象となります。

自動車税の滞納処分を強化

県では、自動車税の滞納額の縮減のため、10 月～翌年 5 月までを滞納整理強化期間とし、給与・預金・自動車などの差押えを一層強化します。自動車税が未納の場合は、至急納付してください。

問い合わせ先

- 佐倉県税事務所 ☎ 043 (483) 1150
- 県税務課 ☎ 043 (223) 2127



くらしを支える税

税を考える週間 11 月 11 日～17 日

☎成田税務署 ☎ (28) 5151

国税庁では、毎年 11 月 11 日～17 日を「税を考える週間」として、様々な広報広聴施策を実施しています。

その一環として、国税庁ホームページ内に特設ページを設け、国税庁の取り組みなどを分かりやすく最新のデータで紹介するほか、税務職員の仕事をドラマ仕立てで紹介しています。

また、消費税の軽減税率制度、社会保障・税番号（マイナンバー）制度、ICT（情報通信技術）を利用した申告・納税手続などへの国税庁の取り組みも掲載しています。

源泉徴収義務者の皆さんへ

令和元年度年末調整などの説明会

問い合わせ先

- 成田税務署法人課税第 2 部門 ☎ (28) 5151
(音声案内「2 番（税務署）」を選択)
- 課税課市民税班 ☎ (93) 0443

年末調整の仕組みや仕方、法定調書や給与支払報告書の書き方などを説明します。

- 日時 11 月 19 日（火）13：30～15：30
用紙配布 13：00～13：30
- 場所 中央公民館 4 階大会議室
- 対象 源泉徴収義務者 ■申込 不要